

お知らせ

記者発表資料

令和8年 4月17日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不正な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 東京都千代田区平河町2丁目5番5号
一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会 東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階

2. 指名停止措置期間

令和8年 4月17日 ～ 令和8年 6月16日 (2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事(当時)及び一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に(株)共栄ALUCAZ(現(株)MACHIづくり)に対して行った、岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金の交付において、(株)共栄ALUCAZ関連会社の(株)共栄商会取締役として水増しした虚偽の報告書を作成し約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、岩手県警に詐欺の疑いで逮捕された。

その後、同者は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円をだまし取ったとして、同年3月3日に再逮捕され、同月24日、詐欺罪で起訴されたもの。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、発注者との信頼関係を著しく損なう不正な行為であり、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第16号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---------------------------------|
| 不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u> |

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長 實好 徹 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官 濱田 和芳 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐 緒方 賢二 (内線132)